

憲 法

注 意 事 項

- I 試験開始の指示があるまで問題用紙を開いてはいけません。
- II 解答用紙は1枚配付します。
- III 解答にあたっては、黒インクのボールペンまたは万年筆のいずれかを使用してください（ただし、インクがプラスチック製消しゴムで消せないものに限ります）。それ以外で解答用紙に記入した場合は、無効とします。
- IV 解答を訂正するときは、訂正部分が数行にわたる場合は斜線で、1行の場合には横線で消して、その次に書き直してください。修正液・修正テープを使用してはいけません。
- V 設問が複数の場合は、解答用紙に設問番号を明記したうえで、解答してください。設問番号の記入がない場合は、無効とします。
- VI 試験時間は60分です。
- VII 問題は1ページにあります。

憲 法

〔問題〕

次の事案を読み、下の設問に答えなさい。

〔事案〕

司法書士法は、登記に関する手続の代理を司法書士の業務と定め（第3条第1項第1号）、司法書士会に入会している司法書士以外の者がこの業務を行うことを原則として禁止し（第73条第1項）、違反者を1年以下の懲役または100万円以下の罰金に処することとしている（第78条）。

司法書士法の上記の諸規定は、登記制度が国民の権利義務の得喪、取引の安全等に密接に関連し社会生活上の利益に重大な影響を及ぼすものであり、かつ、事柄の性質上、相当に技術的、専門的なものであることに鑑み、それを取り扱うに相応しい知識、経験等を有する者に集中しようとするため、法律に別段の定めがある場合を除き、司法書士以外の者が、他人の嘱託を受けて登記に関する手続について代理する業務及び登記申請書類を作成する業務を行うことを禁止し、これに違反した者を処罰することにしたものである。これに対しては、現行法上の登記のなかには、申請手続に高度の専門知識を要するとはいえないものも存在するから一律に司法書士以外の者の申請業務を禁止する必要はないとの批判もある。

行政書士であるYは、司法書士会に入会している司法書士ではなく、かつ法定の除外事由がないにもかかわらず、業として、Aの嘱託を受け同人の代理人として、Aが取締役を務める有限会社甲の変更登記（取締役の住所変更）の登記申請手続を行い、もって司法書士の業務を行ったとして、司法書士法第73条第1項違反容疑で起訴された。Yは、行政書士がその本来の業務として、官公署に提出する書類、権利義務に関する書類及び事実証明に関する書類を作成しそれらの書類を官公署に提出する手続を代行する以上、それに付随する登記申請代理行為も許されるべきと主張している。

〔設問1〕 旧薬事法が課していた薬局開設の距離制限のような規制と資格に基づく職業規制との間で規制の違憲審査の方法にどのような違いがあるかを明らかにしなさい。

〔設問2〕 司法書士法第73条第1項の憲法第22条第1項適合性について論じなさい。

以 上